

鳥取県立童謡館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立童謡館の指定管理者について、地域振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行なった結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 理事長 国森 洋
(鳥取市西町三丁目202番地)

2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

385,957千円（債務負担行為額 385,957千円）

[参考] 単年度指定管理料の額

平成31年度：76,629千円、平成32年度以降：77,332千円

※平成31年度実施予定の消費増税分を加味しているため。

4 選定理由

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館を指名し、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、施設の設置目的である童謡・唱歌を通じた地域文化の振興やおもちゃ館との複合施設という特色を理解した上での各種事業やサービス向上及び利用促進策、地域の賑わい創出への提案もあり、これまでの実績や経営基盤の安定性も評価され、適当と認められたことから、その審査結果を踏まえて指定管理候補者として選定した。

5 審査の経緯

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館から提出された事業計画等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良（委員長）	西日本税理士法人税理士
西岡 千秋（副委員長）	鳥取大学地域学部附属芸術文化センター長
本城 美佐子	鳥取県文化団体連合会常任理事
藤田 美奈子	鳥取おやこ劇場運営委員長
姫村 正仁	鳥取市企画推進部次長兼文化交流課長
池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会；平成30年5月23日（水）

指定管理者制度及び童謡館の概要説明、審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会；平成30年10月12日（金）

面接審査の実施後、採点及び審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容 (1) 利用者に対するサービスの向上策と利用促進に向けた取組(備品の貸出、営業活動、顧客開拓、接遇向上等) (2) 地域の賑わいの創出に向けた取組(周辺施設や地域の事業者、各種団体等と連携した取組等) (3) 童謡館の資料収集、保管、公開及び活用方法 (4) 収集資料等の調査研究及び成果発表 (5) 童謡・唱歌をテーマにした文化事業の実施(事業計画、収支計画) (6) 鳥取世界おもちゃ館と共同した文化事業の実施(事業計画、収支計画) (7) 関係機関等との連携、調整 2 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開 3 施設設備の維持及び衛生管理の水準 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組 4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 5 利用者等の要望の把握	80点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 収支計画及び積算内容	10点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	1 組織及び職員の配置等 管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成 2 専門職員の配置 安全、安心な施設の利用を担保するための維持管理を担える職員及び調査研究や文化事業等を行うための専門的知識を有する職員の配置 3 法人の財政基盤、経営基盤 継続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤を有すること。 4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 5 法人の社会的責任の遂行状況 (1) 障がい者雇用の状況 (2) 男女共同参画推進企業の認定の状況 (3) ISO・TEASの認証等の状況 (4) あいサポート企業等の認定等 6 当該施設の管理運営状況の実績評価	38点

(4) 審査結果及び意見

審査基準	配点	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1	適／不適	適	○施設の設置目的を理解しており、平等な利用を確保できる。
2	80点	55.5点	○限られた人員と予算の中で、開館時間を早めたり開館日を多くとるなど、サービス向上に向けた取組が評価できる。 ○童謡・唱歌を知らない世代が増える中で、学校や保育園等へ出掛ける地道な活動も評価できる。今後、より踏み込んだ新たな取組についても期待する。 ○童謡・唱歌に関する資料収集と公開、その資料を活用した各種事業を更に推進して、地域文化の発展に貢献されることを期待する。 ○期間限定あるいは小規模でも童謡・唱歌のCDや楽譜、おもちゃなどを販売してはどうか。 ○子ども対象の施設のため、危機管理により一層留意してほしい。 ○いべんとほーるは県内の文化団体が発表等するのにほど良い規模のため、貸館としてさらにPRしてはどうか。
3	10点	6.2点	○収支計画については特に問題ないものと認められる。
4	38点	23.7点	○財務内容については、特に問題ないものと認められる。 ○入館料を消費税増税後も据え置く方針について、他の観光施設等とのバランスを図りながら無理のない対応をしてほしい。
合計	128点	85.3点	

(注) 点数は、委員6名の平均点である。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、ゴールデンウィークや夏季は開館時間を早める。

- ・開館時間：午前9時から午後5時まで
- ・休館日：8月を除く毎月第3水曜日及び12月29日から1月1日まで

(2) 利用料金・減免基準

利用料金：現行どおり

減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- 童謡・唱歌に関する優れた資料を広く収集するとともに、大学等との連携を図りながらその調査研究を進め、当該研究の成果について企画展を開催するなどして成果の全国発信、童謡・唱歌の普及啓発に取り組む。
- 「童謡・唱歌のふるさと鳥取」として優れた文化的遺産を次世代に継承していくため、参加・体験型の事業等を企画実施し、童謡・唱歌の普及啓発に取り組む。
 - ・童謡館木造教室における唱歌教室の開催
 - ・わらべ館童謡・唱歌推進員が県内の保育園や小学校等に出向き童謡コンサートを開催
- 鳥取世界おもちゃ館との複合施設としての特性を活かし、主に子どもたちを対象とした各種イベントを実施。
 - ・プロの出演者や地元のパフォーマー、職員による歌やパネルシアター、ボードゲームや工作などを織り交ぜながら、季節の行事や催しに合わせた参加型イベントの開催
 - ・自転車の荷台に載せた昔ながらの紙芝居や親子で楽しめる舞台や映画の上映など

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- 接遇にかかる研修や日々の相互確認により接客サービスの質を高めるとともに、顧客満足の視点から日々の業務の改善、サービスの向上に努める。
- ホームページや公式ブログ、インスタグラムや観光情報誌等の活用によるイベント等に関するきめ細かい情報発信を実施。
- 近隣の小学校や幼稚園、保育所等の訪問による利用促進活動や県外の旅行代理店やバス会社等の訪問による団体客の誘致を実施。
- 県内の文化・観光施設と連携した情報発信や相互割引制度を実施。

(5) 地域の賑わい創出に向けた取組

- エントランスホールにおける地元音楽グループ等によるコンサートや、アマチュア作家による絵画等の作品展を開催
- わらべ夢ひろばを会場とした地域の夏祭りでの職員による童謡・唱歌の演奏、鳥取市内で開催される桜まつりや花のまつり、お城まつりへの紙芝居劇場の派遣調整
- 即興ダンスや音楽のパフォーマンスを行う鳥取夏至祭イベントとの共催や、とりアート事業の運営の協力

(6) 省エネルギー・省資源への取組

- こまめな冷暖房の管理や消灯、アイドリングストップなど従来からの省エネルギー・省資源化を継続して進め、環境負荷の軽減に配慮する。